

佐世保工業高等専門学校教育支援員規程

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における本校学生への教育活動に関し、特別な支援を必要とする学生に対して就学を行わせるために雇用する者に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則に基づき雇用する非常勤教職員で、学生の特別支援に従事する者の職名を教育支援員とする。

(資格)

第3条 教育支援員となることができる者は、本校学生が必要とする特別な支援を行う者で、学内の組織・委員会等から推薦され、適切な対応が可能であるとして認められる者とする。

(教育支援員の決定)

第4条 校長は、学内の委員会等の推薦に基づき、教育支援員を決定する。

(所属)

第5条 教育支援員の所属は、推薦者等が指定する学科又は基幹教育科等とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。